

## 安全保障理事会決議 1830 (2008)

2008年8月7日、安全保障理事会第5950回会合にて採択

安全保障理事会は、

イラクに関する従前の関連諸決議、とりわけ2003年8月14日の1500(2003)、2004年6月8日の1546(2004)、2004年8月12日の1557(2004)、2005年8月11日の1619(2005)、2006年8月10日の1700(2006)および2007年8月10日の1770(2007)を想起し、

イラクの独立、主権、統一および領土保全を再確認し、

イラク人民、当該地域および国際社会にとっての、イラクの安定および安全の重要性を強調し、

民主的に選出されかつ憲法に基づくイラク政府が今や実現したことを確認し、

協調しての政治上および治安上の努力を通して達成されたイラクにおける治安状況の改善を歓迎し、かつ、イラクにおいてはいまだに治安への挑戦が存在しており有意義な政治対話および国民的和解を通して改善が継続的になされる必要があることを強調し、

派閥主義を拒否し、政治プロセスおよび包括的な政治対話に参加し、資源の分配に関する包括的解決に到達し、かつ、イラクの政治的安定および統一のための国民的和解に向けて活動することがイラクにおけるすべてのコミュニティにとって必要であることを強調し、

代議政治体制を強化し政治対話および国民的和解を促進し、近隣諸国と関係を築き、難民および国内避難民を含む脆弱な集団を支援し、人権の保護ならびに司法および法改革を促進するイラク人民および政府の努力を支援している国際連合、とりわけ国際連合イラク支援ミッション(UNAMI)の重要性を再確認し、

イラクにおいて人権が挑戦を受けていることに懸念を表明し、これらの挑戦に対処することの重要性を強調し、

また、イラク国民が直面している人道問題に懸念を表明し、これらの問題に対処する調整された対応および適切な資源の必要性を強調し、

イラク政府の主権を強調し、また全ての当事者が引き続き、子どもを含む影響を受けた市民の保護を確保するためにあらゆる可能な措置を採りかつその様式を発展させ、また、難民および国内避難民の自発的で、安全で、尊厳のあるそして持続的な帰還を導く条件を創設すべきことを再確認し、国内避難民の救援のためのイラク政府の新しい取り組みを歓迎し、国内避難民および難民のための継続的努力を奨励し、ならびに、その職務権限に基づき、UNAMIと調整して、イラク政府に助言および支援を提供する国際連合難民高等弁務官事務所の重要な役割に留意し、

ジュネーブ諸条約およびハーグ諸規則を含む国際人道法に規定されているような、支援を必要としている全ての人々への人道活動要員の支障のな

い十分なアクセスを容認し、および、可能な限り、その活動に必要な全ての設備を利用可能にし、ならびに人道活動要員と国際連合およびその関連要員ならびに彼らの資産の安全と移動の自由を促進することを全ての関係者に促し、

2007年9月11日に事務総長が新しいイラク特別代表を任命したことを歓迎し、かつ、彼に与えられた役割の拡大および2007年8月10日の決議1770(2007)によって設置されたUNAMIを承認し、

2008年5月29日にストックホルムで開催された第1回イラク国際コンパクト年次再検討閣僚会議、ならびに、2008年4月22日にクウェートで開催された拡大近隣諸国会議におけるその諸作業部会およびアドホック支援メカニズムにおける国際連合およびイラク政府によって演じられた重要な役割を確認し、イラクの発展のための継続する地域的および国際的支援の重要性を強調し、

新統合本部のため国連にバクダッドの一区画の土地を割り当てるイラク政府の決定を歓迎し、当該プロジェクトに対する財政的貢献の公約を履行することをイラク政府に促し、

また、国際連合イラク支援ミッション(UNAMI)がイラク自身および近隣諸国とともに生産的かつ繁栄する国家を平穩に建設するためのイラクの努力を支援し続けるというイラク政府の要請を表明している2008年8月4日のイラク外務大臣発事務総長宛書簡(S/2008/523, annex)を歓迎し、

1. 本決議の日付から12か月間UNAMIの職務権限を延長することを決定する。

2. さらに、事務総長特別代表およびUNAMIが、イラク政府の要請に基づき、かつ、2008年8月4日のイラク外務大臣発事務総長宛書簡(S/2008/523, annex)を考慮に入れ、決議1770(2007)で定められた拡張された職務権限を引き続き遂行することを決定する。

3. 国連要員の安全は、イラク人民のためのUNAMIの活動を実施するためにUNAMIにとって必要不可欠であることを認識し、イラクにおける国連の現地関与に対して安全および物流支援を引き続き提供することをイラク政府およびその他の加盟国に求める。

4. UNAMIに対する資金、物流および安全上の資源の提供、および、UNAMIの任務を遂行するのに必要な支援についての加盟国の貢献を歓迎し、かつ、それらの資源および支援をUNAMIに提供し続けることを加盟国に求める。

5. イラク政府の要請があれば、12か月後にもしくはそれより早く、UNAMIの職務権限を再検討する安保理の意図を表明する。

6. 事務総長に対し、UNAMIのすべての責務の遂行に向けての進捗状況について、四半期毎に安保理に報告することを要請する。

7. この問題に引き続き取り組むことを決定する。